

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

固定資産税評価の逆転現象判決

Q：平成6年分固定資産税の土地評価についての適法性などが争われていた裁判の判決が下されたと聞きました。その内容を教えてください。

A：この裁判は、平成6年度固定資産税の土地評価額について、賦課期日である平成6年1月1日の時価を超える部分の価額が違法であるかどうかで争われていたもので、東京地方裁判所は、固定資産税評価額が時価を上回った部分については違法であるとして、原告納税者の主張を一部認める判決を下しました。

判決では、固定資産税評価額を地価公示価格の7割評価とすること、また平成5年1月1日を価格調査基準日として価格評価を行うことには合理性があるとして、被告である東京都固定資産評価審査委員会の主張をほぼ認めています。固定資産税評価額が時価を上回った部分については違法との判断を示し、原告納税者の主張を一部認めました。

さらに、あらかじめ想定される価格下落率を考慮して、固定資産の価格評定事務を行うべきものとの考え方を示しました。

この点について東京都の同委員会では、「あらかじめ想定される価格下落率を考慮することは、現在の評価基準において実行することは不可能である」として、東京高等裁判所に控訴しました。

